

インフルエンザ定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に 17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が 1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがって、定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で 1週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が 1 以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10 以上なら注意報レベル、30 以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

○2017－2018 シーズンの総括：

2017-2018 シーズン

は、47 週で流行開始の指標 1 を超え、51 週で注意報レベル（10 以上）となり、第 3 週から警報レベル（30 以上）となりました。第 5 週（1/29-2/4）がピーク（54.33）で、その後、減少して、第 7 週、第 8 週、第 9 週、第 10 週と注意報レベルでしたが、第 11 週で流行レベルとなりました。第 18 週で 1 未満となりましたので、2017-2018 シーズンの流行レベルは第 17 週までで終了しました。

*2017-2018 シーズンの国立感染症研究所の公表は、第 19 週までで終了していましたが、2018-2019 シーズンとして、第 47 週より、国立感染症研究所ホームページでの公表が再開されました。

○2018-2019 シーズンの定点報告：

2018 年第 51

週（12/17-12/23）の定点当たり報告数は 8.05（患者報告数 39,589）となり、50 週（12/10-12/16）の定点当たり報告数 3.35（患者報告数 16,589）より増加しました。

2018 年 第 49 週の定点当たり報告数が、2018/2019 年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である 1.00 を上回り、その後増加しています。

都道府県別では愛知県（23.64）、北海道（22.69）、三重県（12.18）、鹿児島県（11.14）、熊本県（11.10）、奈良県（10.51）、大阪府（9.26）、岐阜県（9.24）、福岡県（9.14）、千葉県（8.66）、香川県（8.55）、神奈川県（8.40）、富山県（8.21）の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況を見ると、直近の5週間（2018年第47週～第51週）では、AH1pdm09、AH3亜型、B型の順となっています。詳細は国立感染症研究所ホームページ

(<http://www.niid.go.jp/niid/ja/flu-map.html>) を参照して下さい。

○2018-2019 シーズン 長崎市、長崎県の定点報告状況：

第51週（12/17-12/23）のインフルエンザ報告は、長崎市（11.47）、長崎県（7.69）で、第50週（12/10-12/16）長崎市（3.59）、長崎県（2.2）と比べてともに増加し、長崎市は50週で、長崎県は、49週で流行開始レベルの指標1を超えております。

長崎市は、51週で注意報レベルの流行に入りました。

◎長崎県のインフルエンザ報告が、流行開始レベル1を超え、長崎市もインフルエンザ報告が注意報レベルの流行に入りましたので、今後より注意が必要と考えます。

（長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

